

条例改正に伴う新旧対照表 (別冊)

平成28年

奈良市議会12月定例会

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の150、12月に支給する場合には100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者においては、退職等又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の155、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p>

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第3条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とする。</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の150」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の175」とする。</p>

奈良市特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第4条による改正)

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当の額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号）第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

教育長の給与に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

奈良市常勤の監査委員の給与に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

奈良市公営企業管理者の給与に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例により支給する。ただし、奈良市一般職の職員の給与に関する条例第24条第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行	改正案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に<u>掲げる額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の37.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える職員の給料月額の特例)</p> <p>18～20 略</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.2</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の80</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に<u>定める額</u>を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える職員の給料月額の特例)</p> <p>18～20 略</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.35</u>を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

現行

改正案

別表（第5条関係）

別表（第5条関係）

給料表

給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
2		141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
3		142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
4		143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
5		144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
6		145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
7		146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
8		147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
9		149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
10		150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
11		151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
12		153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
13		154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,500
14		155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
15		157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
16		158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
2		142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
3		143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
4		145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
5		146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
6		147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
7		148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
8		149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
9		150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
10		151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
11		153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
12		154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
13		155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
14		157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
15		158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
16		160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700

現行												改正案											
17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600		17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000	
18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600		18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000	
19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500		19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900	
20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400		20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800	
21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300		21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700	
22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900			22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300		
23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400			23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800		
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900			24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300		
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000			25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400		
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100			26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500		
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300			27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700		
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500			28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900		
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500			29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900		
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400			30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800		
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300			31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700		
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200			32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600		
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000			33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400		
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900			34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300		
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600			35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000		
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100			36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500		

現行										改正案									
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100		44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400		45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800			46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200			47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900			48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400			49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800			50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200			51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600			52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000			53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400			54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800			55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100			56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400			57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		

現行									改正案															
再任用職員以外の職員	58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800					58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200				
	59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100					59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500				
	60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400					60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800				
	61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700					61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100				
	62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900						62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300					
	63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200						63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600					
	64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500						64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900					
	65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800						65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200					
	66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100						66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500					
	67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400						67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800					
	68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700						68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100					
	69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900						69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300					
	70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200						70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600					
	71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500						71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900					
	72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800						72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200					
	73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000						73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400					
	74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300						74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700					
	75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600						75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000					
	76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800						76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200					
	77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000						77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400					
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300						78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700						

現行								改正案							
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		293,600	341,400					94		294,000	341,800				
95		294,000	341,900					95		294,400	342,300				
96		294,400	342,300					96		294,800	342,700				
97		294,600	342,400					97		295,000	342,800				
98		294,900	342,900					98		295,300	343,300				
99		295,300	343,300					99		295,700	343,700				

現行										改正案										
100			295,700	343,600							100			296,100	344,000					
101			295,900	343,900							101			296,300	344,300					
102			296,200	344,300							102			296,600	344,700					
103			296,600	344,700							103			297,000	345,100					
104			296,900	345,100							104			297,300	345,500					
105			297,100	345,600							105			297,500	346,000					
106			297,400	346,000							106			297,800	346,400					
107			297,800	346,400							107			298,200	346,800					
108			298,100	346,800							108			298,500	347,200					
109			298,300	347,300							109			298,700	347,700					
110			298,700	347,700							110			299,100	348,100					
111			299,100	348,000							111			299,500	348,400					
112			299,400	348,300							112			299,800	348,700					
113			299,500	348,800							113			299,900	349,200					
114			299,800								114			300,200						
115			300,100								115			300,500						
116			300,500								116			300,900						
117			300,700								117			301,100						
118			300,900								118			301,300						
119			301,200								119			301,600						
120			301,500								120			301,900						

現行												改正案															
		121		<u>301,900</u>											121		<u>302,300</u>										
		122		<u>302,100</u>											122		<u>302,500</u>										
		123		<u>302,400</u>											123		<u>302,800</u>										
		124		<u>302,700</u>											124		<u>303,100</u>										
		125		<u>303,000</u>											125		<u>303,400</u>										
	再任 用職 員																										
				<u>186,500</u>	<u>214,000</u>	<u>254,000</u>	<u>273,400</u>	<u>288,500</u>	<u>313,900</u>	<u>355,600</u>	<u>388,700</u>	<u>439,800</u>	<u>520,200</u>				<u>186,900</u>	<u>214,400</u>	<u>254,400</u>	<u>273,800</u>	<u>288,900</u>	<u>314,300</u>	<u>356,000</u>	<u>389,100</u>	<u>440,200</u>	<u>520,600</u>	

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (第2条による改正)

現行	改正案
<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える職員の給料月額の特例)</p> <p>18～20 略</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.35</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第18項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の40</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>附 則</p> <p>(55歳を超える職員の給料月額の特例)</p> <p>18～20 略</p> <p>21 附則第18項の規定が適用される間、第25条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に<u>100分の1.275</u>を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。</p>

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案																												
(特定任期付職員の給与の特例)	(特定任期付職員の給与の特例)																												
<p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 371,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">419,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">709,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 371,000	2	419,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	<p>第5条 特定任期付職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。第7条第1項において同じ。）である特定任期付職員を除く。以下この条及び次条において同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">円 372,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">420,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">471,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">532,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">607,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">709,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額	1	円 372,000	2	420,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000
号給	給料月額																												
1	円 371,000																												
2	419,000																												
3	471,000																												
4	532,000																												
5	607,000																												
6	709,000																												
号給	給料月額																												
1	円 372,000																												
2	420,000																												
3	471,000																												
4	532,000																												
5	607,000																												
6	709,000																												
2～4 略	2～4 略																												
第6条 略	第6条 略																												
<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12</p>	<p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12</p>																												

現行	改正案
月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の157.5</u> 」とする。	月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表（第4条による改正）

現行	改正案
<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第22条の2第1項及び第24条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び特殊勤務手当」とあるのは「、特殊勤務手当及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第3項の規定による特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員又は奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>